

第3回 横須賀市障害福祉計画等検討部会議事録

日 時 令和8年(2026年)8月17日(月)14時00分から16時00分

会 場 横須賀市役所消防庁舎3階 消防第2会議室

出席委員 岸川部会長、海原職務代理者、金子委員、五本木委員、清水委員、下江委員、高谷委員、
山邊委員、山本委員、高橋委員、椿委員、橘委員
オブザーバー代理 村井氏

事務局 障害福祉課 八橋課長、小野主査、金子主任

議 題 よこすか障害者計画(第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む)の策定について ほか

配布資料 別紙次第

審議概要

1 定足数報告・一般傍聴報告

- ① 事務局が司会を務め開会した
- ② 配布資料について確認した
- ③ 委員14名中12名が出席し、会議が成立していることを報告した
- ④ 傍聴者1名

2 議事

(1) 計画の素案について

- ① 事務局から、障害者計画に該当する部分については資料1に基づき、障害(児)福祉計画に該当する部分については資料2に基づき、説明を行った
- ② 各委員から質疑・意見があった
- ③ 本日までに内容を十分に確認できず、意見を述べられなかった部分については、令和8年8月28日(金)までに事務局宛てに連絡することとした

●金子委員

資料1の8ページ「1-7 相談支援体制の充実」における取り組みの方向性として、「一般相談を含め、必要な時に～」との記載があるが、ここでいう「一般相談」は、指定一般相談支援を指すのか、または委託相談支援事業所が実施する一般的な相談を指すのか。

●事務局

委託相談支援事業所が実施する一般的な相談を想定して記載していた。

●高橋委員

巻末に用語説明を付ける予定はあるか。

●事務局

過去の計画においては、用語説明は付けていない。

●岸川部会長

今回の「指定一般相談支援」と「委託相談支援事業所が実施する一般的な相談」の違いのように、運

用する側には当然に理解されている内容であっても、障害のある人にとっては理解が難しいことがあると思う。障害のある人のための計画であるため、本文の記載について、わかりやすい表現となるよう工夫していただきたい。

●事務局

ご指摘の箇所は、解釈に齟齬が生じないよう表現を修正したい。その他の部分についても、わかりやすい記載に努めたい。

●下江委員

前回会議でも発言したが、高齢者や重度の障害のある人など、自ら相談することが困難な人に対しては、アウトリーチによる相談支援を提供する必要があると考える。その点を追記していただきたい。

●金子委員

資料1の22ページ「5-1 精神保健施策の推進」に関連する記載があるようだが、どのような視点で追記すると内容の充実につながるか。

●下江委員

本人がSOSを発することが難しい状況を周囲の人が把握した際には、周囲の人から相談が寄せられることも考えられる。そのような相談を、保健所等の関係機関において丁寧に受け止めてほしい。

●岸川部会長

資料1の22ページ「5-1 精神保健施策の推進」および資料2の38ページ「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、周囲の人からの相談についても考慮されたい。

●高谷委員

資料2の35ページ「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」において、入所施設の地域化について追記いただき感謝している。

資料2の108ページ「(3) ケアラー支援」において、「障害のある人・児童をケアしている人（家族等）～」との記載があるが、ここでいう「障害のある人・児童」には、難病患者も含まれるのか。

●事務局

本計画は障害者総合支援法に基づく計画であることから、同法の対象者である難病患者についても、計画の対象に含まれるものと考えている。

●海原委員

横須賀市施策検討連絡会等において、難病のある人から医療費負担の軽減に関する要望が寄せられており、施策に関する議論の中で、難病のある人が十分に意識されにくいという声もある。難病のある人も計画の対象に含まれていることが伝わるよう、記載いただきたい。

●事務局

難病のある人についても計画の対象に含まれることが明確に伝わるよう、追記する。

●山本委員

資料1の12ページ「2-1 就労支援の充実」および資料2の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」において、ハローワークとの連携についても読み取れるよう記載していただきたい。法定雇用率の上昇を踏まえ、ハローワークにおいても課題意識をもって取り組んでいるものとする。

既に実務上の連携は行われているが、計画に位置付けることで、就労支援を多機関で推進する方向性がより明確になる。就労を経済的自立の手段としてだけでなく、社会参加や生きがいにつながるものとして捉え、関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら包括的に支援していく姿勢を、計画において発信できるとよい。

●事務局

ハローワークとの連携について、計画に追記する。

●五本木委員

資料1の20ページ「一人ひとりの教育的ニーズに応じた保育・学校教育の充実」について、前回会議を踏まえ現状や課題について追記いただき感謝している。

取り組みの方向性に「児童育成支援拠点事業やこどもの生活・学習支援事業を含めた支援のあり方を～」との記載があるが、具体的にどのような内容を想定しているのか。事業の位置づけや所管等について整理していただきたい。

●椿委員

記載のある「児童育成支援拠点事業」は、児童福祉法に規定される「家庭支援事業」の6つの事業（子育て短期支援事業、一時預かり事業など）のうちの一つである。虐待予防や家庭支援の観点から実施する事業であり、本市においては、現在実施していない。

利用する家庭に障害のあるこどもがいることは想定されるが、子育て支援施策として位置づけられる事業であり、障害のあるこどもに特化した支援メニューではないと考えている。

●五本木委員

伺った内容からは、課題に対する解決策としては異なる印象を受けた。

こどもの貧困については、生活支援課が「生活困窮世帯学習支援事業」を実施しており、sukasuka-ippo も受託事業者として、就学援助費の認定を受けた高校受験を控える中学生を対象に、年間54回の学習支援を実施している。私のイメージでは、これと同様に、障害特性に起因する教育格差に対しても、個別の支援が求められていると感じている。

●事務局

障害福祉計画において、教育に関する記載をどこまで盛り込むべきか、正直なところ葛藤がある。既存の支援教育の中で、支援を拡充するなどして対応できる部分がないかと考えている。

●五本木委員

現状のこどもたちを目の前にして、まさに教育と福祉の狭間にある課題であると感じている。支援学級に在籍するこどもがこれだけ増えている中で、教育の枠組みだけですぐに対応を変えていくことは難しいのではないかと思います。

福祉の側からも支援を検討するなど、何らかの対応を行わなければ、教育と福祉の狭間にいるこどもたちがますます増えていくのではないかという危機感がある。

●岸川部会長

理想としては、教育と福祉が縦割りではなく、相互に歩み寄り、連携して支援を行うことであると思う。学習や指導は学校教育が担う役割であり、生活面の支援は福祉が担う役割と考えている。一方で、生活基盤が整わなければ学習機会が損なわれることもあるため、福祉の役割として、こどもが安心して学習できる生活基盤を整えることが重要と思う。

●清水委員

インクルーシブな取り組みを進める上で、健常とされる枠組みに当てはまらないこどもが支援からこぼれ落ちることは、防がなければならない。一方で、障害のあるこどもに関する課題を、障害福祉だけで受け止める構図になっていないか、考える必要もあるのではないか。障害の有無にかかわらず、一人のこどもとして捉える視点が大切である。

縦割りによる課題も懸念されるが、各分野が担う役割や支援の対象について整理をしなければ、結果として個別支援を要する様々な課題が障害福祉の領域となりかねないのではないかと感じた。

●山邊委員

虐待には該当しないものの、生活や子育てを支える力が弱く、不安定な家庭が一定数ある。保護者に障害がある場合には障害福祉の支援につながるができるが、支援の狭間に置かれている家庭もあるのが現状である。

こうした家庭状況にあるこどもを、成長・発達において重要な時期に社会とつなげていく必要があるが、そのための手立てが十分になく、日々対応に苦慮している。

●岸川部会長

従来の縦割りによる支援の難しさを背景として、「重層的支援体制整備事業」が創設された。伴走型支援は様々な場面で実践されていると思うが、これを事業や施策として計画的に位置づけようとする、根拠の示し方が難しいということは、全国的な課題なのかもしれない。人を支援するということの難しさそのものが表れているようにも感じる。

皆さんの意見を伺い、児童の特性だけでなく、社会的な支援を必要とする家庭への支援という視点からも捉える必要があるのではないかと感じた。これは事業や仕組みだけで解決できるものではなく、支援に関わる人材やそのスキルによって補っていくことも必要なのかもしれない。

●山邊委員

制度の狭間にある課題に向き合うソーシャルワークが、相談支援に期待されていると思うが、資料2の94ページ「(2) 相談支援事業等の見込量」における取り組みが現状空欄となっている。どのような内容を記載する予定か。

●事務局

第7章は地域生活支援事業に係る章立てであるため、主に基幹相談支援センターや委託相談支援事業所のあり方について記載する予定である。

●五本木委員

児童に関する相談機関には、児童相談所や療育相談センターなど様々な機関があるが、保護者が困ったときに、どこへ相談をすればよいのか、いまだにわかりにくい状況にある。不登校や保護者の養育負担に関する相談について、例えば療育相談センターに相談した後、どのような支援につながっていくのかが見えにくい。セルフプラン率の高さや障害児相談支援の不足も、全て複雑に絡み合っていると思う。

●事務局

計画策定にあたっては、6年間および3年間の計画期間内に実施できる現実的な取り組みを記載したいと考えている。本日のご意見を踏まえ、記載内容については、改めて事務局で検討したい。

●高谷委員

資料2の45ページの「(3) 地域生活支援の充実」における地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置カ所数について、どのように読めばよいか。

●事務局

現状、記載ができていないが、地域生活支援拠点等に求められる4つの機能ごとに設置カ所数を記載したいと考えている。

●下江委員

横須賀市の人口は減っている一方で、精神障害のある人の数は増加している。グループホームも非常に増えているが、高齢者や重度の精神障害のある人は入居ができていない状況にある。

●岸川部会長

資料1の6ページ「1-4 居住の場の確保」において、一人ひとりのニーズに応じたグループホームの確保が十分にできていない旨の記載ができるとよいと思う。

●下江委員

資料2の58ページ「(6) 相談支援体制の充実・強化等」および94ページ「(2) 相談支援事業等の見込量」において、特に重度の精神障害のある人の相談できる場がないことや、利用しにくい状況にあることを記載されたい。重度の精神障害のある人の対応には、精神保健福祉士の専門性が必要であると思う。

●清水委員

過去には委託相談支援事業所はそれぞれ主に対応する障害種別があり、4カ所であったが、数年前から、3障害全てを対象とする地区割により5カ所となったと記憶している。現状、相談支援事業所に精神保健福祉士は配置されているのか。

●事務局

仕様書上は相談支援専門員の配置を求めているため、精神保健福祉士が確実に配置される体制とはなっていない。相談支援専門員の資格を有する人の中に、精神保健福祉士の資格をもつ人がいる場合もある、という状況である。

●下江委員

現行計画では、基幹相談支援センターに精神保健福祉士の配置ができないか検討する旨が記載されているが、現状はいかがか。

●事務局

現時点で、1名を配置している。

●金子委員

精神保健福祉士でなければ対応が難しい支援もあるかもしれないが、具体的にどのような支援や役割をイメージされているか、教えていただきたい。期待されている内容によっては、相談支援専門員でも対応ができることもあるかもしれない。

●下江委員

重度の精神障害のある人の対応は、専門的な知識や経験を有する人でなければ困難であると思う。東京都では、各地区に精神保健福祉士が配置されており、実際に入院者数も少ないと聞いている。単身で生活する人に対して、きめ細かく対応できる人材が必要であると思う。

●岸川部会長

国家資格と支援の質について、実際に精神保健福祉士の資格を有するお立場で、金子委員が個人的にどのように感じているか、率直なご意見伺ってもよろしいか。市民公募委員としてのお立場とは別の観点からのお願いとなり恐縮であるが、お聞かせいただきたい。

●金子委員

国家資格を有していることで安心される人もいらっしゃると思うが、必ずしも資格が必要であるとは限らないと感じている。きめ細やかな対応については、相談支援専門員のスキルや姿勢によって補完できる部分もあると思う。

●岸川部会長

横須賀市では、障害とくらしの支援協議会の中で、相談支援専門員が質の向上に向けて努力を積み重ねていると承知している。そうした取り組みも、横須賀らしさの一つであると感じる。

●下江委員

長い目で見れば、知識が豊富な人材の配置が望ましいと思うが、支援の質は個人によるところもあることは否めない。

●海原委員

この場で申し上げることではないかもしれないが、グループホームおよび生活介護事業所の送迎について、今年度から国の障害福祉サービス等を補完する市の事業が開始されているものの、利用しにくい状況にあると感じている。

グループホームについては、夜間を含む勤務シフトの中で、生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修を受講していることが要件となっており、ハードルが高い。また、生活介護事業所の送迎についても、障害とくらしの支援協議会が生活介護事業所を対象に実施した調査を踏まえた提言では、もう少し緩やかな運用を希望していたと認識している。

実際の運用において、より利用しやすい制度とならなければ、グループホームにおける重度の障害のある人の受入れや、生活介護事業所による送迎の促進にはつながらないのではないかと懸念している。

●事務局

本事業は、国の障害福祉サービス等報酬を補完するものであるため、市としては、グループホームにおける専門的な支援の提供に対して報酬を設定したいと考え、あえて一定程度厳しい基準としている。また、生活介護事業所における送迎についても、移動支援による送迎からの移行を進めたいという背景があり、要件が厳しい部分があると認識している。

いずれの事業についても、緩やかな要件で開始した結果、事業の目的が十分に達成されないことは避ける必要があるため、当初は現在の要件を設定している。今後は、本計画の進行管理等の中で、必要に応じて見直しを検討していきたい。

●金子委員

資料2の65ページ「障害福祉サービス等の質の向上」における取り組みの中で、事務負担の軽減について記載いただき、感謝する。電子申請の推進など、事務の効率化に向けた具体的な取り組みについて記載されたい。

●事務局

具体的な取り組みについて検討の上、追記する。

●岸川部会長

資料1の9ページ「1－8 強度行動障害の状態にある人への支援の充実」について、現状・課題は記載のとおりと考えるが、取組の方向性について追記いただきたい。

特に、「コンサルテーションを行うことができる事業所の設置～」とあるが、市内に事業所を設置することに限定するよりも、市内外を問わず専門的な支援者からコンサルテーションを受ける機会を確保していくことが重要であると感じている。

法定研修として強度行動障害支援者養成研修が実施されているが、加算取得を目的とした研修となっている印象を受けることがある。強度行動障害の状態にある人への支援にあたり、標準的な支援を確実に実践できるようにするという視点がより必要ではないか。

座学中心の研修だけでは支援の実践につなぐにくい面もあるため、OJTや実地での学びを継続することが重要である。今後開始される中核的人材養成研修や、神奈川県自閉症協会が主催するトレーニングセミナーのように、実際に障害のある人をモデルとして丁寧にアセスメントを行い、環境設定や支援を実践し、その結果を評価するプロセスを含む研修が有効と考える。こうした研修に市内の支援者を毎年派遣することや、受講費用を助成することについても検討していただきたい。

●海原委員

「コンサルテーションを行うことができる事業所の設置」とあるが、実際に基幹相談支援センターのコンサルテーション事業において、県立施設職員によるコンサルテーションを受けたことがある。今回の記載は、こうした取組を事業化するという趣旨か。

●事務局

現時点では、委託事業として実施することをイメージしている。過去に県立施設が強度行動障害対策事業の中でコンサルテーションを実施していたことから、同様の取組ができないかと考えている。

1 法人での受託が困難な場合には、複数の法人が連携して受託する形も考えられないか、検討していきたい。

●岸川部会長

加えて、情報共有も重要であると感じる。事業所種別に応じた連絡会等が組織されていると承知しているが、事業所や支援者が課題を抱え込まないよう、その旨のメッセージを発信するとともに、支援の質の向上につながる教育的な内容を備えた情報共有の機会が必要であると感じる。

●五本木委員

資料2の50ページ「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」の取り組みにおいて、神奈川労働局が実施している「障害者職場実習推進事業」についても追記できないか。障害者雇用を前提としない職場体験を通じて、事業者側の障害者雇用に対する理解が促進され、雇用に向けた土壌づくりにつながることが期待できる。

●事務局

現行計画にも記載している取り組みであるため、引き続き記載をする。

●下江委員

精神障害のある人による就労系サービスの利用が多いとのことだが、現場の感覚としては、一般就労を目指す人の利用は減少してきているように感じる。そうした状況においては、一般就労後の定着支援がより重要になると考える。就労定着に向けた支援体制の整備を進められたい。

●事務局

資料2の48ページ「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」において、国の基本指針に示された目標値を参考としながら、就労定着の促進に取り組んでいきたいと考えている。

●海原委員

資料1の14ページ「2-3 農福連携の推進」について、農業に限らず、多様な業種との連携についても考慮されたい。

近隣では、鎌倉市が水産業との連携、いわゆる水福連携に取り組んでいると聞いている。実際に話を伺った印象として、直ちに導入することは現実的ではないと感じたものの、可能性の一つとして検討されたい。

●事務局

横須賀市は、全国で初めて特例子会社と農福連携に関する包括連携協定を締結し、農福連携を推進してきた経過がある。そのため、横須賀らしさを示す取り組みとして具体的に記載している。水福連携をはじめ、その他の業種との連携についても、今後検討していきたい。

●五本木委員

資料2の108ページ「3 ケアラー支援」について、障害児の保護者は、こどもの発達に関することなど、様々な不安を抱えながら子育てをしており、ストレスや不安、負担感が大きい人もいると考える。他の章で記載されているペアレントトレーニングは、保護者の不安軽減や子育てに関する負担感の緩和につながる取り組みの一つと考えられるため、本項目にも追記されたい。

●事務局

ペアレントトレーニングについて追記する。

3 閉会

以上